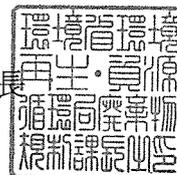


環境省 資源循環局 廃棄物規制課
平成 29 年 10 月 30 日

公益社団法人全日本病院協会
事務局長 上 沼 義 尚 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長



排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリストの周知について（協力依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有することとされており、排出事業者は、最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。また、不適正な処理を行う処理業者に自社の廃棄物が委託されていたことが明らかになれば、廃棄物処理法の罰則の対象となる可能性があるとともに、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要があります。

そこで、環境省では、産業廃棄物の排出事業者に、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、本年6月に改めて廃棄物処理法の下で講ずべき措置をチェックリストとして整理し、各都道府県及び政令市廃棄物行政主管部局に対して、排出事業者への周知を依頼したところであります。

医療機関から排出される感染性廃棄物の適正処理の観点からも、本チェックリストを活用することが望ましいことから、本チェックリストを送付しますので、貴会より会員に対し、本チェックリストの活用について周知して頂くようお願い申し上げます。

また、本年3月に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行ったところであり、こちらも併せて御活用いただければと思います。

お忙しい中恐れ入りますが、御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。